

岩手県告示第225号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
<u>政策地域部</u>	[略]	<u>ふるさと振興部</u>	[略]
[略]		[略]	
保健福祉部	[略] 施設型給付費等負担金 地域子ども・子育て支援事業交付金 児童手当等市町村支給費負担金 [略]	保健福祉部	[略] 施設型給付費等負担金 <u>施設等利用費負担金</u> 地域子ども・子育て支援事業交付金 <u>保護措置費負担金</u> 児童手当等市町村支給費負担金 [略]
[略]		[略]	
農林水産部	[略] 東日本大震災農業生産対策交付金 <u>鳥獣被害防止総合対策交付金</u> 強い農業づくり交付金 [略]	農林水産部	[略] 東日本大震災農業生産対策交付金 強い農業づくり交付金 [略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。